

港区立芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ管理運営に関する
基本協定書の変更協定書

港区（以下「甲」という。）と公益財団法人東京YMCA（以下「乙」という。）は、令和4年4月1日付けで締結した「港区立芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ管理運営に関する基本協定書」（以下「原協定」という。）の一部変更について、次のとおり、協定を締結する。

原協定書第17条第2項を次のように改める。

（本施設の改修等）

第17条

2 本施設の修繕については、1件につき200万円（消費税を含む。）を超えるものについては、甲が自己の責任及び費用負担において実施するものとし、1件につき200万円（消費税を含む。）以下のものについては、乙の責任及び費用負担において実施するものとする。

本変更協定の締結に証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 港区芝公園一丁目5番25号
港区
港区長 清家 愛 印

乙 新宿区西早稲田二丁目3番18号
日本キリスト教会館6階
公益財団法人 東京YMCA
代表理事 星野 太郎 印